

要綱 新旧対照表 (摘要: 赤字: 内容の加除、下線: 記述の修正)

旧	新	備考
<p>制定 <u>昭和48年12月</u> 最近改正 <u>平成29年10月1日</u></p>	<p>制定 <u>平成元年12月</u> 最近改正 <u>令和3年 月 日</u></p>	<p>廃止された要綱の制定日を記載していたため、現要綱の制定日に変更</p>
<p>(目的) 第1条 本要綱は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨を踏まえて、事業者の協力を得ながら必要な指導を行うことにより、横浜市内における産業廃棄物の適正かつ安全な処理を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 本要綱は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨を踏まえて、事業者の協力を得ながら必要な指導を行うことにより、横浜市内における産業廃棄物の適正かつ安全な処理を図ることを目的とする。</p>	
<p>(適用範囲) 第2条 本要綱は、<u>市内の事業場において発生した産業廃棄物及び</u>市内で埋立処分又は海洋投入処分される産業廃棄物に適用する。</p>	<p>(適用範囲) 第2条 本要綱は、市内で埋立処分又は海洋投入処分される産業廃棄物に適用する。</p>	<p>旧要綱第4条削除に伴い、 <b>条文の一部削除</b></p>
	<p><u>(定義)</u> <u>第3条 本要綱において、用語の定義は、次の事項のとおりとする。</u> <u>(1) 政令で定められた施設</u> <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第3、第4及び第5に定められている施設をいう。</u> <u>(2) 要綱特定廃棄物</u> <u>処分に際して公定分析の実施を求めるものとして、次に掲げる産業廃棄物をいう。</u> <u>ア 汚泥</u> <u>イ 廃酸</u> <u>ウ 廃アルカリ</u> <u>エ 鉍さい</u> <u>オ 燃え殻</u> <u>カ ばいじん</u> <u>キ 廃水銀等</u> <u>ク アからキ及び廃油(トリレン、パークレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチル及びそれらを含むものに限る。)</u>の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分するために処理したもの <u>ケ その他市長が指示するもの</u> <u>(3) 一般性状試験</u> <u>要綱特定廃棄物の一般的な性状を把握するために行う次の分析等をいう。</u> <u>ア 試料の性状の確認</u> <u>形状、色及び臭気</u> <u>イ 分析項目</u> <u>水分、pH、n-ヘキサン抽出物質量(含油量)、固形分、不溶成分、固形分の熱灼減量、固液分離の有無、油膜の有無及び油分</u></p>	<p>旧要綱細則 第2からの転記</p> <p>放射性物質対処特措法に特定廃棄物という表現があるため、旧要綱の「特定廃棄物」を「要綱特定廃棄物」と再定義 <b>廃油の記述を削除</b></p>
<p>(処分の基準) 第3条 <u>産業廃棄物の埋立処分(遮断型を除く。)</u>を市内で行う場合には、<u>あらかじめ表-1の基準に適合するものとする。</u> <u>2 産業廃棄物の海洋投入処分を行う場合には、あらかじめ表-2の基準に適合するものとする。</u> <u>3 陸上処分を行うことに特に支障のない産業廃棄物にあっては、安易に海洋投入処分を行わない。</u></p>	<p>(処分の基準) 第4条 市内で埋立処分又は海洋投入処分する要綱特定廃棄物は、政令で定められた施設の有無にかかわらず、次の基準に適合するものであること。なお、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。 <u>(1) 市内の管理型最終処分場で埋立処分する場合</u> <u>「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(以下金属省令)」(昭和48年総理府令第5号)及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」(平成12年厚生省令第1号)並びに本要綱で定める有害物質等の判定基準(表-1)。</u> <u>(2) 海洋投入処分する場合</u> <u>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号イ」、「金属省令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和51年総理府令第5号)により定められた基準(表-2)。</u></p>	<p>根拠法令を列挙する記述に変更</p>

<p>(産業廃棄物の分析調査)</p> <p>第4条 第2条に掲げる産業廃棄物を発生する事業者は、適切に処理を行うため分析等を行いその廃棄物の性状把握に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、本市が別に定める産業廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）を発生する事業者に対して、当該産業廃棄物の分析調査をするよう、協力を求めるものとする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>廃棄物処理法のマニフェスト制度の拡充、及び排出事業者責任強化により、特記不要となったため、削除。</p>
<p>(事前承認制度)</p> <p>第5条 市長は、本市内で特定廃棄物を埋立処分又は海洋投入処分する事業者に対して、事前に承認を受けるよう協力を求めるものとする。</p> <p>(分析調査報告書)</p> <p>第6条 事業者は、第4条第2項の分析調査結果の本市への提出及び第5条の承認を受けようとするときには産業廃棄物分析調査報告書（様式1）により行うものとする。</p>	<p>(排出事業者及び中間処理業者が実施する事項)</p> <p>第5条 市内で要綱特定廃棄物を埋立処分又は海洋投入処分しようとする排出事業者及び中間処理業者は、次の事項を行うこと。</p> <p>(1) 適切に処分するために有害物質等の分析及び一般性状試験を行い、その廃棄物の性状把握に努めること。</p> <p>(2) 埋立処分しようとする排出事業者及び中間処理業者は、1年に1回以上の頻度で分析調査を行い、事前に別途定める様式により報告書を作成して本市に承認申請を行うこと。</p> <p>(3) 海洋投入処分しようとする排出事業者は、6か月に1回以上または頻度の少ない場合は処分ごとに分析調査を行い、事前に別途定める様式により報告書を作成して本市に承認申請を行うこと。</p> <p>(4) 本市の承認を受けた中間処理業者は、原則として3か月に1回分析調査を行い、本市に中間報告をすること。</p>	<p>新要綱 第5条： 見出しの変更、旧細則第4の1 排出事業者の責務、2 処理業者（中間処理業者）の責務の一部を転記。</p> <p>旧要綱第6条：新要領 第4条へ転記</p>
	<p>(最終処分業者が実施する事項)</p> <p>第6条 産業廃棄物の最終処分業者は、自らの責任において適正な処分を行うため、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 受託する産業廃棄物の性状把握 産業廃棄物の処分を受託する場合は、あらかじめ当該廃棄物の種類、数量、性状、その他処分に必要な情報を把握し、適切に処分すること。</p> <p>(2) 承認手続きの確認 受託する要綱特定廃棄物が本市の承認を得ているか確認し、未承認もしくは承認期限の切れた廃棄物は受託しないこと。また、基準に適合しない廃棄物は、基準に適合するための処理を行わない限り受託しないこと。</p> <p>(3) 事故時の措置 産業廃棄物の処分に関し、事故等により、当該廃棄物が飛散、流出、若しくは地下に浸透したとき、又はおそれが生じたときは、直ちにその事故及び産業廃棄物の飛散、流出等についての応急措置を講じ、復旧に努めるとともに、その状況を遅滞なく本市に報告すること。また、原因を究明し必要な対策を講じること。</p>	<p>旧細則第4の2 処理業者の責務（最終処分業者）からの一部転記</p>
<p>(委任)</p> <p>第7条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第7条 本要綱に定めのない事項及び本要綱の実施に関し必要な事項は、別途要領により定めるもののほか、資源循環局長が定めることができる。</p>	<p>記述の一部変更</p>
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1. この要綱は、平成2年1月1日から施行する。 (略)</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1. この要綱は、平成2年1月1日から施行する。 2. 「有害物質等を含む産業廃棄物の処分方法に関する指導要綱」は廃止する。 (略) 3. この要綱は、令和3年 月 日から施行する。</p>	<p>要綱廃止の記述を追加</p>

要領 新旧対照表 (摘要：赤字：内容の変更、青字：転記、下線：条文の加除修正)

旧 要綱細則	新 要領	備考
制定 昭和48年12月	制定 令和3年 月 日	旧細則を廃止し、新要領策定のため、制定日を修正
<p><u>第1 趣 旨</u> この細則は「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」(以下「指導要綱」という。) 第7条の規定により、指導要綱の実施において必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的) <u>第1条</u> この要領は「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」(以下「指導要綱」という。)第7条の規定により、指導要綱の実施において必要な事項を定めるものとする。<u>なお、本要領における用語の定義は、要綱の例によるものとする。</u></p>	新要領は条文形式に変更。用語の定義を要綱に移動
<p><u>第2 用語の説明</u> 1 法令等の略称 (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 2 有害物質等の種類 有害物質等とは下記中の「有害物質等の種類」をいい、表の略称又は記号を用いる。 (表略) 3 政令で定められた施設 政令で定められた施設とは、政令別表第4、第5及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1、第2に定められている施設をいう。資料1参照。 4 含有量試験 含有量試験とは、検体中に含まれる金属等の量を計測する検定方法の1つであり、産業廃棄物中に含まれる有害物質等の重量を測定するものである。 5 溶出試験 溶出試験とは、一定の条件下において検体から溶出してくる金属等の量を計測する検定方法の1つであり、産業廃棄物が環境中でどの程度の有害物質等を溶出させるかを測定するものである。 6 一般性状試験 一般性状試験とは、産業廃棄物の形状、色、臭気、水分、pH等の分析で、産業廃棄物分析調査報告書(様式1)の一般性状試験欄に掲げる項目をいう。</p>		<p>第2の1、3、6は新要綱第3条に転記し、4、5は削除 2は有害物質等の表を要綱表3に転記</p> <p>3 資料1は削除</p>
<p><u>第3 特定廃棄物について</u> 1 特定廃棄物 特定廃棄物とは、指導要綱第4条第2項の規定により分析調査の対象となる次の産業廃棄物をいう。 (1) 汚泥 (2) 廃酸 (3) 廃アルカリ (4) 鉱さい (5) 燃え殻 (6) ばいじん (7) 廃油(トリクレ、パークレ、ジクロロetan、四塩化炭素、1,2-ジクロロetan、1,1-ジクロロエチレ、シス-1,2-ジクロロエチレ、1,1,1-トリクロロetan、1,1,2-トリクロロetan、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサソ及びそれらを含むものに限る。) (8) 廃水銀等 (9) (1)から(8)の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分するために処理したもの (10) その他市長が指示するもの ただし、(7)の廃棄物のうち、発生工程等から判断して市長が認めるものについては、分析調査を省略することもできる。 2 有害な特定廃棄物 有害な特定廃棄物とは、特定廃棄物のうち次のものをいう。 (1) 政令で定められた施設の有無にかかわらず、有害物質の分析調査結果が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」(平成12年厚生省令第1号)並びに本市の指導要綱で定める有害物質の判定基準を超えたもの。なお、基準値は指導要綱の表1、表2を参照。 (2) 廃PCB等、PCB汚染物及び廃油(トリクレ、パークレ、ジクロロetan、四塩化炭素、1,2-ジクロロetan、1,1-ジクロロエチレ、シス-1,2-ジクロロエチレ、1,1,1-トリクロロetan、1,1,2-トリクロロetan、1,3-ジクロロプロペン)</p>		<p>「特定廃棄物」は、要綱特定廃棄物として、新要綱第3条に転記</p> <p>「有害な特定廃棄物」の項目を削除</p> <p>旧細則2(1)は新要綱第4条に転記し、埋立処分、海洋投入分けて記述</p> <p>旧細則2(2)廃PCB等その他、3 コンクリート固形化の項目削除</p>



<p><u>ロ、ペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン及びそれらを含むものに限る。)</u></p> <p><u>3 コンクリート固型化</u>  <u>有害な特定廃棄物のコンクリート固型化を行う場合には「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準」(昭和52年環境庁告示第5号)で定められた方法による。</u></p> <p><u>4 汚泥、廃酸、廃アルカリの分類</u>  (1) 汚泥、廃酸、廃アルカリを区別する場合は固型分及び不溶成分を測定し、固型分3%未満又は不溶成分1%未満のときはpHにより「廃酸」「廃アルカリ」とし、固型分3%以上かつ不溶成分1%以上のときは「汚泥」とする。  (2) 汚泥の有機性、無機性の区別は発生工程等により判断する。それで判断できない場合は固型分の熱灼減量を測定し、40%以上のときは「有機性汚泥」、40%未満のときは「無機性汚泥」とする。  (3) 無機性汚泥の水溶性、非水溶性の区別は、試料の不溶成分を測定し、その量が固型分の50%以上を占めるときは、「非水溶性無機性汚泥」とし、50%未満のときは、「水溶性無機性汚泥」とする。</p>	<p>(産業廃棄物の分類)</p> <p><u>第2条 汚泥、廃酸、廃アルカリの分類は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 汚泥、廃酸、廃アルカリを区別する場合は固型分及び不溶成分を測定し、固型分3%未満又は不溶成分1%未満のときはpHにより「廃酸」「廃アルカリ」とし、固型分3%以上かつ不溶成分1%以上のときは「汚泥」とする。  (2) 汚泥の有機性、無機性の区別は発生工程等により判断する。それで判断できない場合は固型分の熱灼減量を測定し、40%以上のときは「有機性汚泥」、40%未満のときは「無機性汚泥」とする。  (3) 無機性汚泥の水溶性、非水溶性の区別は、試料の不溶成分を測定し、その量が固型分の50%以上を占めるときは、「非水溶性無機性汚泥」とし、50%未満のときは、「水溶性無機性汚泥」とする。</p>	
<p><u>第4 排出事業者及び処理業者の責務</u></p> <p><u>1 排出事業者の責務</u>  <u>特定廃棄物を排出する事業者は、自らの責任において適正な処理を行うため、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 管理組織の整備</u>  <u>産業廃棄物に関する業務を適切に行うため、事業所ごとに産業廃棄物の管理者を置くこと。処理計画、管理規定を定め、産業廃棄物の適正管理の徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 記録の保存</u>  <u>特定廃棄物の種類、処理量、処理方法、分析調査結果等、廃棄物の処理に必要な事項を常に記録し、その帳簿等を1年ごとに閉鎖し5年間保存すること。</u></p> <p><u>(3) 産業廃棄物の分析調査</u>  <u>特定廃棄物の分析調査は別表1～3に定める頻度以上で行うこと。ただし、分析試薬など有害物質等の組成が判明している廃棄物を処分する場合は本市の指導により該当する分析項目を減ずることができる。当該産業廃棄物の分析結果は本市に報告するほか、処理を委託する業者への情報提供等に活用すること。</u></p> <p><u>(4) 事前承認制度</u>  <u>本市内で特定廃棄物を埋立処分又は海洋投入処分する場合、別表1～2に定める頻度以上で分析調査を行い、事前に分析調査報告書を提出し本市の承認を受けること。</u></p> <p><u>(5) 事故時の措置</u>  <u>特定廃棄物の処理に関し、事故等により、当該廃棄物が飛散、流出、若しくは地下に浸透したとき又はおそれが生じたときは、直ちにその事故及び廃棄物の飛散、流出等についての応急措置を講じ、復旧に努めるとともにその状況を遅滞なく本市に報告すること。また、原因を究明し必要な対策を講じること。</u></p> <p><u>2 処理業者の責務</u>  <u>特定廃棄物の中間処理業者及び最終処分業者は、自らの責任において適正な処分を行うため、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 管理組織の整備</u>  <u>産業廃棄物処理の管理者を置くとともに、管理組織の整備を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 受託する特定廃棄物の性状把握</u>  <u>特定廃棄物の処分を受託する場合は、排出事業者より分析調査結果等を定期的に受領し、あらかじめ当該廃棄物の種類、数量、性状、その他処分に必要な情報を把握し、適切に処分すること。</u></p> <p><u>(3) 産業廃棄物の分析調査</u>  <u>中間処理残さ物の分析調査は別表1～3に定める頻度以上で行うこと。当該産業廃棄物の分析結果は本市に報告するほか、中間処理残さ物の処理を委託する業者への情報提供等に活用すること。</u></p> <p><u>(4) 事前承認制度</u>  <u>本市内で残さ物を埋立処分又は海洋投入処分する場合、別表1～2に定める頻度以上で分析調査を行い、事前に分析調査報告書を提出し本市の承認を受けること。</u></p> <p><u>(5) 承認手続きの確認</u>  <u>埋立処分業者または海洋投入処分業者にあつては、受託する特定廃棄物が本市の承認を得ているか確認すること。未承認もしくは承認期限の切れた廃棄物は受託してはならない。</u></p> <p><u>(6) 事故時の措置</u></p>		<p>排出事業者の責務は、新要綱第5条に移動</p> <p>旧細則1(1)、(2)は排出者責任の強化、マニフェスト制度の拡充により、特記のため削除</p> <p>中間処理業者、最終処分業者の責務は、それぞれ、新要綱第5条、第6条に移動</p> <p>旧細則2(1)削除</p>

<p><u>特定廃棄物の処理に関し、事故等により、当該廃棄物が飛散、流出、若しくは地下に浸透したとき、又はおそれが生じたときは、直ちにその事故及び廃棄物の飛散、流出等についての応急措置を講じ、復旧に努めるとともに、その状況を遅滞なく本市に報告すること。また、原因を究明し必要な対策を講じること。</u></p>		
<p>第5 分析調査報告書の提出について</p> <p>1 分析調査報告書の記入方法</p> <p>(1) 報告者が法人の場合の住所、氏名は、その廃棄物を排出する事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。</p> <p>(2) 提出区分は、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>(3) 廃棄物名は通常使用している名称を記入すること。</p> <p>(4) 主成分は把握している範囲で記入すること。(例水酸化銅)</p> <p>(5) 廃棄物発生工程及び処理工程はできるだけ詳細に図式で記入し、廃棄物の発生部分を赤で囲むこと。また、発生場所が報告者の住所と異なる場合は( )内に発生場所の住所を記入すること。</p> <p>(6) 保有する政令で定められた施設は、資料1に掲げる施設のうち該当する番号、記号及び施設名を記入すること。(例 No.6 6-電気メッキ施設)</p> <p>(7) 処理処分方法は、該当するものを○で囲み<u>中間処理の場合は「焼却」等、資源化の場合は「銀回収」等と具体的に記入すること。</u></p> <p>(8) 廃棄物排出量は、月平均量を記入すること。(例10 t/月)</p> <p>(9) 処分頻度は、月又は年に何回処分するかを記入すること。(例2回/月)</p> <p>2 分析項目及び頻度</p> <p>(1) 市内で埋立処分する場合</p> <p>ア 指導要綱第5条の承認申請を初めて行う場合は、別表1の初回の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。</p> <p>イ 第2回目以降の承認申請及び中間報告については、原材料、処理工程等に変更のない限り、別表1の継続又は中間報告の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。</p> <p><u>ウ 分析が不要な特定廃棄物もあるので、事前に本市に相談すること。</u></p> <p>(2) 市内から海洋投入処分する場合</p> <p>ア 指導要綱第5条の承認申請を初めて行う場合は、別表2の分析項目に従って分析試験を行うこと。</p> <p><u>イ 第2回目以降の承認申請及び中間報告については、原材料、処理工程等に変更のない限り、別表2の分析項目に従って分析試験を行うこと。</u></p> <p>(3) その他の処分の場合</p> <p><u>初めて分析を行う場合は、別表3の初回の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。第2回目以降の分析については、原材料、処理工程等に変更のない限り、別表3の継続の分析項目に従って試験を行うこと。なお、資源化再利用されていることが明らかである場合は、試験を省略することもできる。</u></p> <p>3 承認申請手続</p> <p>(1) 本市内で埋立処分する場合</p> <p><u>特定廃棄物を初めて本市内で埋立処分する場合は、次の書類等を事前に本市に持参し、本市の承認を受けること。また、分析が不要な場合もあるので事前に相談すること。</u></p> <p>○分析調査報告書2部(1部は控えとして承認後返却する。)</p> <p><u>○当該産業廃棄物のサンプル(300g程度)</u></p> <p>○返信用封筒(必要額の切手をはり、返信先を明記したもの)</p> <p>なお、承認の有効期限は原則として1年間(分析用の試料採取月の1年後の同月まで)とする。</p> <p><u>また、期限後も埋立処分を継続する場合は、事前に分析調査報告書2部及び返信用封筒</u></p>	<p>(分析項目及び頻度)</p> <p>第3条 指導要綱第5条(2)、(3)及び(4)に規定する分析調査の分析項目及び頻度は次のとおりとする。なお、廃棄物の発生工程等により分析調査が不要となる場合もあるので、事業者は事前に本市に相談すること。</p> <p>(1) 市内で埋立処分する場合</p> <p>ア 指導要綱第5条(2)の承認申請を初めて行う場合は、別表1の初回の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。</p> <p>イ 第2回目以降の承認申請及び中間報告については、原材料、処理工程等に変更のない限り、別表1の継続又は中間報告の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。</p> <p>(2) 市内から海洋投入処分する場合</p> <p>指導要綱第5条(3)の承認申請を行う場合は、別表2の分析項目に従って分析試験を行うこと。</p> <p>(産業廃棄物分析調査報告書の様式)</p> <p>第4条 事業者は、指導要綱第5条(2)及び(3)の承認申請を行うとき、又は同条(4)の中間報告をするときには、<u>産業廃棄物分析調査報告書(様式1)により行うものとする。</u></p> <p>(産業廃棄物分析調査報告書の記入方法)</p> <p>第5条 産業廃棄物分析調査報告書の記入方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) [事業者記入欄]の記入方法</p> <p>ア 報告者が法人の場合の住所、氏名は、その廃棄物を排出する事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。</p> <p>イ 提出区分は、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>ウ 廃棄物名は通常使用している名称を記入すること。</p> <p>エ 主成分は把握している範囲で記入すること。(例 水酸化銅)</p> <p>オ 廃棄物発生工程及び処理工程はできるだけ詳細に図式で記入し、廃棄物の発生部分を明示すること。また、発生場所が報告者の住所と異なる場合は( )内に発生場所の住所を記入すること。</p> <p>カ 保有する政令で定められた施設は、<u>処分する廃棄物に関する施設の名称又は番号を記入すること。(例 電気メッキ施設(66番))</u></p> <p>キ 処分方法は、該当するものを○で囲むこと。</p> <p>ク 廃棄物排出量は、月平均量を記入すること。(例 10 t/月)</p> <p>ケ 処分頻度は、月又は年に何回処分するかを記入すること。(例 2回/月)</p> <p>(2) [分析機関記入欄]の記入方法</p> <p><u>ア 試料の性状は当該廃棄物の状態を○で囲み、色は黄土色、薄緑色等、臭気は腐敗臭、刺激臭等具体的に記入し、その他特別な性質があれば記入すること。</u></p> <p><u>イ 海洋投入処分を行う場合には、固液分離の有無及び油膜の有無の試験を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 含油量は、海洋投入処分の場合は油分、埋立処分の場合はn-ヘキサン抽出物質質量の欄に記入すること。</u></p> <p><u>エ 試験方法は、J I S K〇〇〇〇番、〇年告示〇号の〇〇方法というように具体的に記入すること。</u></p> <p><u>オ 分析結果が定量下限以下の場合は不検出等と記入するだけでなく、その試験方法における定量下限値も具体的に記入すること。</u></p> <p><u>カ 分析期間は、試料を受け付けてから分析終了までとする。</u></p> <p>(承認申請手続)</p> <p>第6条 <u>指導要綱第5条(2)及び(3)の承認申請を行うときは、次のとおりとする。</u>なお、承認の有効期限は原則として1年間(分析用の試料採取月の1年後の同月末まで)とする。</p> <p>(1) 本市内で埋立処分する場合</p> <p><u>本市に次の書類を持参すること。</u></p> <p>ア 分析調査報告書2部(1部は控えとして承認後返却する。)</p> <p>イ 返信用封筒(必要額の切手をはり、返信先を明記したもの)</p>	<p>旧細則1は新要領第5条へ</p> <p>新要領第4条：旧要綱第6条からの転記</p> <p>旧細則の分析項目及び頻度は、新要領第3条に一部転記</p> <p>旧細則2(1)ウ 削除</p> <p>旧細則2(2)イ 削除</p> <p>旧細則2(3)その他の処分の場合の項目削除(旧要綱第4条削除と同理由)</p> <p>新要領第5条；分析調査報告書の記入方法について、排出事業者と分析機関それぞれの記入方法を分けて記載するように変更</p>
<p>○分析調査報告書2部(1部は控えとして承認後返却する。)</p> <p><u>○当該産業廃棄物のサンプル(300g程度)</u></p> <p>○返信用封筒(必要額の切手をはり、返信先を明記したもの)</p> <p>なお、承認の有効期限は原則として1年間(分析用の試料採取月の1年後の同月まで)とする。</p> <p><u>また、期限後も埋立処分を継続する場合は、事前に分析調査報告書2部及び返信用封筒</u></p>		<p>特定廃棄物→要綱特定廃棄物、旧要綱の埋立、海洋投入の重複記述を統合</p> <p>サンプル提出は、本市最終処分場に搬入する場合のため、記述を削除</p> <p>期限後は、環境省への再申請となるため、記述を削除</p>



<p><u>を提出し本市の承認を受けること。</u></p> <p>さらに本市内で最終処分している廃棄物で、承認を受けた後市内の埋立処分業者を変更又は追加する場合は、最終処分者欄を訂正追加した控えの分析調査報告書、その写し及び返信用封筒にその旨を記載した文書を添えて本市あて郵送して承認を受けること。</p> <p>(2) 本市内から海洋投入処分する場合  <u>特定廃棄物を、本市内から初めて海洋投入処分する場合、廃棄物排出事業者は次の手順に従って承認申請を行うこと。</u>  <u>ア 廃棄物を排出する事業所を管轄する自治体（都道府県又は保健所設置市）に当該廃棄物の海洋投入処分について事前に相談する。</u>  <u>イ 管轄自治体が海洋投入処分を認めた後、本市から来庁を要請するので、次の書類等を持参し、相談する。</u>  (ア) 海洋投入処分理由書  (イ) 発生工程及び排水処理工程フローシート  (ウ) 事業所全体の建造物配置図  (エ) 当該産業廃棄物のサンプル  ウ 本市の指示に従って当該産業廃棄物の分析調査を行い、その結果が判明した後、次の書類等を持参して承認申請を行う。  (ア) 分析調査報告書（提出部数3部）  <u>(イ) 海洋投入処分理由書（提出部数3部）</u>  <u>1部は提出先を第三管区海上保安本部長とする。</u>  <u>政令第6条第1項第5号は『埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようにすること。』と定めている。理由書は、その趣旨に基づいて海洋投入処分の妥当性について判断するための資料となるので作成にあたって次の点に留意すること。</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>抽象的な説明ではなく、定量的な説明であること。</u></li> <li>・ <u>陸上処分が困難であることの説明が具体的になされていること。</u></li> <li>・ <u>廃棄物処理の将来計画が盛り込まれていること（なるべく具体的に）。</u></li> </ul> (ウ) 写真（提出部数4部）  ・ 廃棄物、発生源、処理施設、保管場所、及びその他関連施設の写真。  ・ 台紙（A4版）に貼り、説明を付記すること。  ・ 写真はすべてカラーで撮影すること。  ・ 廃棄物の写真は、廃棄物を無色透明な容器に入れしばらく静置し、固液分離するものは十分に分離してから白紙等をバックにして撮影すること。  (エ) 事業所全体の建造物配置図（発生場所、保管場所を明示したもの）（提出部数3部）  (オ) 当該産業廃棄物のサンプル（300g程度を無色透明な容器に入れたもの）  エ 承認の有効期限は、原則として1年間（分析用の試料採取月の1年後の同月まで）とする。期限後も海洋投入処分の継続を希望する場合は、ウに掲げる書類等のほか、「海洋投入処分実績報告書」（本市指定報告書、3部）を持参して、毎年本市の承認を受けること。  <u>(3) 市外から海洋投入処分を行う場合</u>  <u>本市内で発生する産業廃棄物を市外から海洋投入処分する場合、本市の事前指導を受けた後、処分業者を管轄する自治体（都道府県又は保健所設置市）の指導に従うこと。</u></p>	<p>なお、本市内で最終処分している廃棄物で、承認を受けた後に市内の最終処分者を変更又は追加する場合は、最終処分者欄を訂正追加した控えの分析調査報告書、その写し及び返信用封筒にその旨を記載した文書を本市に提出して承認申請を行うこと。</p> <p>(2) 本市内から海洋投入処分する場合</p> <p><u>ア 環境省の審査を受け、許可証の交付を受ける。</u></p> <p>イ 本市に次の書類等を持参し、海洋投入処分の内容を説明する。  (ア) 海洋投入処分理由書  (イ) 発生工程及び排水処理工程フローシート  (ウ) 事業所全体の建造物配置図  (エ) 当該産業廃棄物のサンプル</p> <p>ウ 本市の指示に従って当該産業廃棄物の分析調査を行い、その結果が判明した後、次の書類等を持参して承認申請を行うこと。  (ア) 分析調査報告書2部（1部は控えとして承認後返却する。）  (イ) 事業所全体の建造物配置図（発生場所、保管場所を明示したもの）</p> <p>(ウ) 写真  ・ 廃棄物、発生源、処理施設、保管場所、及びその他関連施設の写真。  ・ 台紙（A4版）に貼り、説明を付記すること。  ・ 写真はすべてカラーで撮影すること。  ・ 廃棄物の写真は、廃棄物を無色透明な容器に入れしばらく静置し、固液分離するものは十分に分離してから白紙等をバックにして撮影すること。</p> <p>(エ) 当該産業廃棄物のサンプル(300g程度を無色透明な容器に入れたもの)</p> <p>エ 本市の承認期限後も海洋投入処分の継続を希望する場合は、ウに掲げる書類等のほか、「海洋投入処分実績報告書」2部を持参して、毎年本市に承認申請を行うこと。</p>	<p>新要領第6条（2）ア； 海洋投入処分が原則禁止となり、環境省の許可が必要となったため、記述を追加</p> <p>旧細則3（2）ア、イ； 市外発生廃棄物に関する記述を削除</p> <p>旧細則3（2）ウ（イ）； 分析調査前に提出する物で十分であるため、記述を削除。また、理由書の記載内容について要領で規定するのは不相当と判断したため記述を削除</p> <p>旧細則3（2）ウ（エ）； 提出部数の変更</p> <p>旧細則3（3）；項目削除</p>
<p>第6 特定廃棄物の分析方法等に関する事項</p> <p><u>1 試料採取者の責務</u></p> <p>(1) 試料の採取  分析試料採取場所、採取方法は当該廃棄物を代表するように採取すること。  試料の採取は、原則として日本工業規格（JIS）K0060（産業廃棄物のサンプリング方法）に準拠して行う（ダイオキシン類に係る燃え殻、ばいじんの採取については「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成4年7月厚生省告示第192号）別表第1に定める方法による。）こととするが、これが困難な場合には次にあげる方法により行ってもよい。料採取にあたっては、採取器具及び試料容器を十分に洗浄して試料に異物が混入したり、試料が汚染されたりしないよう注意し、また必要量より多く採取し、十分に混合又は攪拌して均一にしたのち、四分法等で縮分して分析試料と保管試料等を分取すること。試料容器は金属製のものを避け、ガラス容器、ポリ容器、ビニール袋等を用い、採取後速やかに分析調査を行うこと。</p> <p><u>ア ドラム缶、コンテナ等の容器に保管されている汚泥等を採取する場合</u>  容器内の1か所からのみ採取することなく、できるだけ各所から採取し、混合縮分して試料とする。また、保管容器が多数ある場合は、できるだけ多くの容器から同様に採取する。</p>	<p>(試料の採取方法等)  第7条 要綱特定廃棄物の試料の採取方法等は次のとおりとする。</p> <p>(1) 試料の採取  分析試料採取場所、採取方法は当該廃棄物を代表するように採取すること。  試料の採取は、原則として日本産業規格（JIS）K0060（産業廃棄物のサンプリング方法）に準拠して行う（ダイオキシン類に係る燃え殻、ばいじんの採取については「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成4年7月厚生省告示第192号）別表第1に定める方法による。）こととするが、これが困難な場合には次にあげる方法により行ってもよい。試料採取にあたっては、採取器具及び試料容器を十分に洗浄して試料に異物が混入したり、試料が汚染されたりしないよう注意し、また必要量より多く採取し、十分に混合又は攪拌して均一にしたのち、四分法等で縮分して分析試料と保管試料等を分取すること。試料容器は金属製のものを避け、ガラス容器、ポリ容器、ビニール袋等を用い、採取後速やかに分析調査を行うこと。</p> <p><u>ア 汚泥等を採取する場合</u>  容器内の1か所からではなく、できるだけ各所から採取し、混合縮分して試料とすること。また、保管容器が多数ある場合は、できるだけ多くの容器から同様に採取すること。</p>	<p>日本工業規格→日本産業規格</p> <p>旧細則1（1）ア、イ、ウ； 汚泥等の採取方法の記述を1項目に統合</p>

<p><u>イ ビニール袋等に保管されている汚泥等を採取する場合</u> <u>アと同様に採取する。</u></p> <p><u>ウ 山積みされて保管されている汚泥等を採取する場合</u> <u>アと同様に採取する。</u></p> <p>エ 液状の廃棄物（流動的な汚泥の場合を含む。）を採取する場合 （略）</p> <p>オ 塊状の廃棄物を採取する場合 （略）</p> <p>カ コンクリート固型化物の場合 （略）</p> <p>アからカのいずれにも該当しない場合においても、できるだけ品質的に偏らない採取方法をとること。</p> <p>(2) 試料の保管 ア 試料採取後すみやかに分析を開始すること。 <u>イ 分析調査を行う試料については、試料の一部（300g程度）を3か月間保管すること。</u></p> <p>ウ 試料の保管については、試料名、採取年月日、採取者名を付し、密封し、温度、湿度、直射日光等の影響を受けないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 分析機関の選定 <u>分析調査は、濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者の分析調査機関に委託することを原則とすること。</u></p>	<p>イ 液状の廃棄物（流動的な汚泥の場合を含む。）を採取する場合 （略）</p> <p>ウ 塊状の廃棄物を採取する場合 （略）</p> <p>エ コンクリート固型化物の場合 （略）</p> <p>アからエのいずれにも該当しない場合においても、できるだけ品質的に偏らない採取方法をとること。</p> <p>(2) 試料の保管 ア 試料採取後すみやかに分析を開始すること。 イ 試料の保管については、試料名、採取年月日、採取者名を付して密封し、温度、湿度、直射日光等の影響を受けないよう必要な措置を講ずること。</p>	<p>旧細則（2）イ；項目削除</p> <p>旧細則（3）；要領第8条分析試験方法の項目に転記</p>
<p><u>2 分析機関の責務</u></p> <p>(1) 分析調査報告書〔分析機関記入欄〕の記入要領 <u>依頼者が産業廃棄物の分析結果を横浜市に提出する場合は、本要綱で定めた分析調査報告書を使用して、その廃棄物の処分方法に適応した分析方法で下記の注意事項を参考にして記入すること。</u></p> <p><u>ア 試料の性状は当該廃棄物の状態を○で囲み、色は黄土色、薄緑色等、臭気は腐敗臭、刺激臭等具体的に記入し、その他特別な性質があれば記入すること。</u></p> <p><u>イ 海洋投入処分を行う場合には、固液分離の有無、油膜の有無及び引火性の試験を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 海洋投入処分を行う場合の含油量試験は、油分（四塩化炭素抽出、赤外吸光度法）で行うこと。その他の処分方法の場合はノルマルヘキサン抽出物質法で行うこと。</u></p> <p><u>エ 海洋投入処分の場合の含有量試験については、昭和48年環境庁告示第13号によること。その他の処分の場合の含有量試験は、JIS K0102、5等を参考にして前処理操作を行い、検出操作は溶出試験と同じ方法で行うこと。</u></p> <p><u>オ 溶出試験の溶出操作は、処分方法で異なるので注意すること。中間処理、資源化の場合は特に指示のない限り埋立処分に準ずる。</u></p> <p><u>カ 試験方法は、JIS K〇〇〇〇番、〇年告示〇号の〇〇方法というように具体的に記入すること。</u></p> <p><u>キ 分析結果が検出限界以下の場合はND、不検出と記入するだけでなく、その試験方法における検出限界値も具体的に記入すること。</u></p> <p><u>ク 分析期間は、試料を受け付けてから分析終了までとする。</u></p> <p>(2) 分析試験方法 ア 一般性状試験方法 （ア）固型分：（略）</p> <p>（イ）油分：（略）</p> <p>（ウ）ノルマルヘキサン抽出物質質量：（略）</p> <p>（エ）水分：（略）</p> <p>（オ）pH：（略）</p> <p><u>（カ）熱しゃく減量：平成2年衛環第22号厚生省環境整備課長通知の別紙2に掲げる方法。</u></p> <p>（キ）不溶成分：（略）</p> <p>（ク）油膜：（略）</p>	<p><u>（分析試験方法）</u> <u>第8条 分析調査は、原則として濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者の分析調査機関が行うこと。</u></p> <p>(1) 一般性状試験方法 ア 固型分 （略） イ 水分 （略） ウ 不溶成分 （略） <u>エ 固形分の熱灼減量</u> <u>昭和52年環整第95号環境衛生局環境整備課長通達の別紙2のIIによる。</u> オ pH （略） カ 油分 （略） キ n-ヘキサン抽出物質質量 （略） ク 油膜</p>	<p>新要領第5条(2)に転記</p> <p>分析項目の並び順の修正</p> <p>分析方法根拠の通知を、改定前の日付に変更</p>

<p><u>(ケ) 引火性試験：JIS K 2265 (原油及び石油製品引火性試験方法) に準ずる。 (ただし、加熱温度は40～60℃とする。)</u></p> <p>イ 溶出試験方法、含有量試験方法 有害物質等：昭和48年環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」等による。</p> <p>総水銀含有量：平成29年6月環境省「水銀廃棄物ガイドライン」等による。 ダイオキシン類：平成4年7月厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」別表第1に定める方法による。</p> <p>ウ <u>コンクリート固型化物の一軸圧縮強度試験方法</u> <u>昭和52年環境庁告示第5号「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準」による。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(2) 溶出試験方法、含有量試験方法</p> <p>ア 溶出試験 昭和48年環境庁告示第13号等による。</p> <p>イ 含有量試験 <u>底質調査方法等を参考にして前処理操作を行い、検出操作は溶出試験と同じ方法による。なお、海洋投入処分の場合は昭和48年環境庁告示第13号による。</u></p> <p>ウ 総水銀含有量 平成29年6月環境省「水銀廃棄物ガイドライン」等による。</p> <p>エ ダイオキシン類 平成4年7月厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」別表第1に定める方法による。</p>	<p>旧細則(2)ア(ケ)； 項目削除</p> <p>新要綱(2)イ； 含有量試験の根拠を追加</p> <p>旧細則(2)ウ； 項目削除</p>
	<p>附則 (施行期日) 1. この要領は、令和3年 月 日から施行する。</p>	<p>附則の追加</p>